

# 空き家家財道具等処分費補助金のご案内

空き家を購入・賃借する方、空き家バンクに物件登録する方に対し、家財道具等処分費の一部を補助します。

県外移住	最大	20万円	補助率 2/3
県内移住	最大	10万円	補助率 1/2
大洲市民	最大	10万円	補助率 1/2
所有者	最大	10万円	補助率 1/2 (大洲市空き家バンクに登録する場合)

## 【補助対象者】(①~④のいずれかに該当し、⑤~⑨のすべてを満たす方)

① 県外移住世帯	転入前1年以上県外に住所を有し、平成28年4月1日以後に市内に住民票を異動する者で、60歳未満の人がいる世帯	転入理由は、就学、転勤や赴任などの定住が見込まれない理由によるものではない。
② 県内移住世帯	転入前1年以上県内他市町に住所を有し、転入後1年以内の60歳未満の人がいる世帯	
③ 市内対象世帯	市内に住所を有する50歳未満の子育て世帯	
④ 空き家所有者	大洲市空き家バンクに物件を登録する個人所有者(対象物件の契約が成立した場合を除き、原則4年以上登録すること)	

- ⑤補助対象となる住宅に5年以上居住する意志がある。(④の方を除く)
  - ⑥補助対象となる住宅のある地区で住民と協調(区入り等)ができる。(④の方を除く)
  - ⑦補助対象となる世帯全員(④の方は申請者)が前住所地を含めた市町村民税等の滞納がない。
  - ⑧過去にこの補助金の交付を受けたことがない。
  - ⑨暴力団員等ではない。
- ※年齢は事業計画認定申請日時点  
※子育て世帯:4月1日において18歳未満の子どもを養育する世帯

## 【その他の要件】次のすべてを満たすこと

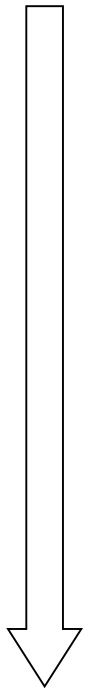
- 自らが居住するための住宅であること。(④の方を除く)
- 大洲市空き家バンクの登録物件であること。(県外移住世帯は愛媛県空き家バンクの登録物件も可)
- 購入・賃借する者と所有者は3親等内の親族でないこと。
- 処分等を行う権利を有していること。
- 家財道具等処分経費が5万円(国・県・市の他の補助金等を除いた額)以上であること。
- 市内業者に発注すること。
- 申請年度内に完了すること。

平成28年4月1日以後に 県外から転入した (または転入予定である) (転入前1年以上県外に居住)	市外から転入し、 1年経過していない (または転入予定である) (転入前1年以上市外に居住)	大洲市に居住し、 50歳未満である	大洲市空き家バンクに 物件を登録する所有者
↓はい	↓はい	↓はい	↓はい
世帯のうち1人以上が 60歳未満である	世帯のうち1人以上が 60歳未満である	18歳未満の子どもを養育 する子育て世帯である	契約が成立する場合を 除き4年以上登録する
↓はい	↓はい	↓はい	↓はい
<b>対象者区分</b>	<b>県外移住世帯</b>	<b>市内対象世帯</b>	<b>バンク所有登録者</b>
<b>補助率</b>	<b>3分の2</b>	<b>2分の1</b>	<b>2分の1</b>
<b>最大額</b>	<b>20万円</b>	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>

【問い合わせ】大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989(大洲市役所 5階)

【手続きの流れ】

①事業計画認定申請 【申請者】 事業に着手する日の7日前までに、次の書類を提出してください。



**空き家利用者(補助対象者①～③)**

- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書(様式第1号)
- 事業計画書(別紙1-2)
- 承諾書(別紙2-1)
- 空き家の改修等を行うことができる権利を有することを証明する書類
- 経費の見積書等の写し
- 他の制度利用の場合はその制度の申請書等の写し
- 現況写真
- 世帯全員分の市税の未納がないことを示す証明書(納税証明書など)
- 1年以上市外に居住していたことが分かる書類(県外移住・県内移住者のみ)

**空き家所有者(補助対象者④)**

- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書(様式第1号)
- 事業計画書(別紙1-3)
- 承諾書(別紙2-2)
- 経費の見積書等の写し
- 他の制度利用の場合はその制度の申請書等の写し
- 現況写真
- 市税の未納がないことを示す証明書

②認定通知書交付

【市】 提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書(様式第2号)を申請者へ通知



③事業着手

事業の変更・中止等の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。



④事業完了(代金支払い) ※空き家利用者は住所移転後

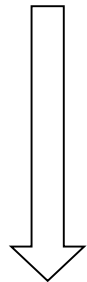


⑤補助金交付申請

【申請者】 事業が完了後、速やかに次の書類を提出してください。

(事業実績報告)

- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書(様式第9号)
- 事業実績書(別紙5-2・空き家利用者、別紙5-3・空き家所有者)
- 誓約書(別紙6)
- 請負契約書または請書の写し
- 工事代金等の領収書の写し
- (施工前)・施工中・施工後の写真
- 他の制度利用の場合はその制度の完了報告書の写し
- 住民票の写し(空き家利用者のみ、新住所の世帯全員分)



⑥交付決定通知書交付

【市】 提出書類等を確認し、交付決定を行います。

○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書(様式第10号)を申請者へ通知



⑦請求

【申請者】 次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書(様式第11号)



⑧補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払います。

【申請・問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター ☎0893-57-9989

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の1 ✉iju-teiju@city.ozu.ehime.jp